

南部広域市町村圏事務組合  
情報公開及び個人情報保護制度  
運用状況報告書

令和元年度（2019年度）

## 1 情報公開制度の目的

情報公開制度とは、南部広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が保有している情報を見たいときに、「だれでも」、「いつでも」、公開の請求をすることができる権利を保障し、あわせて、組合に対しては、住民の公開請求に応じることを義務づける制度です。

組合では、次の4点を制度の柱として、住民参加の組合行政を目指します。

### (1) 公開の原則

住民の組合行政への参加促進、住民と組合との信頼関係の確保のため、組合が保有している情報は原則として公開し、非公開とする情報は必要最小限とします。

### (2) プライバシー保護の原則

組合は個人に関する情報を取扱うことから、公開を原則とする情報公開制度においても、個人のプライバシーについては最大限に保護すべきものと考え、原則として非公開とします。

### (3) 公正で迅速な救済制度

情報公開制度は、住民の公開請求権を権利として保障するものです。そのため、非公開や部分公開など決定に対する不作為について不服がある場合は、公正で迅速な救済制度を設けて、住民の権利を保障します。

### (4) 住民が利用しやすい制度

住民が求める情報を容易に、かつ、的確に提供できる制度とします。そのために公開請求の手続きや窓口については、わかりやすく、利用しやすいものとします。

## 2 情報公開制度の主な内容

### (1) 実施機関

理事会、監査委員、議会をいいます。

### (2) 対象となる公文書

組合の実施機関の職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している公文書が対象となり、電磁的記録も含まれます。

### (3) 公文書の公開を請求できる人

組合を構成する15市町村に住む方に限らず、県内、県外、国外在住者など、住所、国籍、年齢などに関係なく、組合にある情報を知りたい方、興味のある方は「だれでも」、組合の情報を請求することができます。

### (4) 非公開とすることができる公文書

組合が保有する情報はすべて公開することが原則ですが、情報の内容や性質によっては例外的に非公開となるものもあります。

- ① 法令等により、明らかに守秘義務が課せられている情報
- ② 個人に関する情報
- ③ 公にすることにより、当該法人等又は個人に著しい不利益を与える情報
- ④ 行政執行に関する情報

(5) 公開の請求方法

公開の請求は、請求書を窓口の総務振興課総務係に提出して行います。

(6) 決定に対する審査請求

公開請求に係る決定又は不作為に不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求ができます。この場合、実施機関は情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して審査請求に対する裁決を行います。

(7) 費用の負担

閲覧・視聴の場合は無料ですが、写しの交付を受ける場合は請求者がその費用（写しの作成及び送付に要する費用）を負担します。

### 3 情報公開制度の運用状況

(1) この運用状況は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年分です。

(2) 公開請求件数は0件です。

※参考（内訳等：表1・表2・表3参照）

（表1）情報公開請求の処理状況内訳

年 度	請 求 件 数	公開				審査請求
		公開	部分公開	非公開	取り下げ	
令和元年度	0	0	0	0	0	0

（表2）非公開、部分公開の理由内訳

理由内訳	非公開	部分公開	計
法令秘情報	0	0	0
個人情報	0	0	0
法人情報	0	0	0
行政執行状況	0	0	0
（時限秘）	(0)	(0)	(0)
文書不存在	0	0	0
その他	0	0	0
合計	0	0	0

(表3) 実施機関別処理状況

実施機関	公開請求内訳					審査請求
	請求件数	公開	部分公開	非公開	取り下げ	
理事会	0	0	0	0	0	0
総務振興課	0	0	0	0	0	0
いなんせ斎苑	0	0	0	0	0	0
南斎場	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

#### 4 情報公開・個人情報保護運営審議会・審査会

(1) 南部広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護運営審議会、審査会の開催状況

附属機関名	平成30年度	令和元年度
審議会	1	0
審査会	1	0

(2) 南部広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿

氏名	職業
朝 崎 咩	(会 長) 大学教授(学識経験者)
石 垣 安 秀	(副会長) 自治体関係団体職員(学識経験者)
久 保 以 明	弁護士(学識経験者)
宮 里 玲 子	人権擁護委員(住民)
仲村渠 苗 子	女性団体役員(住民)
前 川 義 美	社会福祉協議会役員(住民)

(3) 南部広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏名	職業
真栄里 泰 山	(会 長) 大学教授(識見を有する者)
川 崎 和 治	(副会長) 大学教授(識見を有する者)
植 松 孝 則	弁護士(識見を有する者)

## 1 個人情報保護制度の目的

個人情報保護制度とは、住民の基本的な人権が侵害されないよう、組合が保有する個人情報を最大限に保護する制度です。

組合では、次の4点を制度の柱として、個人情報の適正な取扱いを目指します。

(1) 組合が個人情報を取扱うときのルールを定めています。

- ① 個人の思想、信条などに関する情報は収集しません。
- ② 個人情報は原則として直接、本人から収集します。
- ③ 収集した個人情報は原則として目的外に使用したり、外部には提供しません。

(2) 自分の情報は自分でコントロールできます。

住民が自分に関する情報を見たり、訂正や利用停止を請求する「自己情報をコントロールする権利」を保障します。

(3) 苦情も受け付けます。

自分の個人情報が保護に欠けていると思うときは、組合や民間業者にその是正を求めることができます。

(4) 民間業者の協力義務を定めています。

民間業者の個人情報の取扱いに不適正があると認められるときは、理事会はその業者に対して指導及び助言することができます。

## 2 個人情報

個人情報とは、個人の氏名、住所、生年月日、職業、収入、財産状況、学歴、趣味、家族状況、病歴などの個人情報に関する情報で、ある特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

## 3 個人情報保護制度の主な内容

(1) 実施機関

理事会、監査委員、議会をいいます。

(2) 対象となる個人情報

組合の実施機関の職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している請求者本人の個人情報が対象になります。

(3) 個人情報の開示（閲覧、写しの交付）等を請求できる人

「だれでも」組合が保有している請求者本人の個人情報について、開示（閲覧、写しの交付）、訂正、利用停止などの請求をすることができます。

(4) 開示（閲覧、写しの交付）等の請求方法

保有個人情報開示等請求書に氏名、住所、請求内容を特定するために必要な事項等を記入して窓口の総務振興課総務係に提出して行います。

(5) 決定に対する審査請求

開示請求に係る決定又は不作為に不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求ができます。この場合、実施機関は情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して審査請求に対する裁決を行います。

(6) 費用の負担

閲覧・視聴の場合は無料ですが、写しの交付を受ける場合は請求者がその費用（写しの作成及び送付に要する費用）を負担します。

## 4 個人情報保護制度の運用状況

(1) この運用状況は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年分です。

(2) 開示請求件数は0件です。

※参考（内訳等：表1・表2・表3参照）

（表1）個人情報公開請求の処理状況内訳

年 度	開示請求内訳						審査 請求	訂正 請求	利用 停止 請求
	請求 件数	承認	一部 承認	拒否	取り 下げ	却下			
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（表2）開示請求に対する一部承認、拒否の理由内訳

理由内訳	一部承認	拒否
法令秘情報	0	0
個人の評価等情報	0	0
請求者の生命等を害するおそれのある情報	0	0
第三者の個人情報	0	0
法人等に関する情報	0	0
職務執行情報	0	0
審議会の意見	0	0
文書不存在	0	0
合計	0	0

(表3) 実施機関別処理状況

実施機関	開 示 請 求 内 訳						審査 請求	訂正 請求	利用 停止 請求
	請求 件数	承認	一部 承認	拒否	取り 下げ	却下			
理事会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務振興課	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いなんせ斎苑	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南斎場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0